

高齢者向け
PCR検査(無料)の
受付は6月18日まで



- ▽対象 市内在住で、令和4年3月31日時点で65歳以上の方
- ▽検査方法 唾液検査(1人1回、郵送)
- ▽費用 無料
- ▽締切り 6月18日(金)まで
- ▽申込み方法 申込書(検査申込書兼同意書など)に記入の上、直接窓口へ提出してください。
- ※後日、検査機関から検査キットなどを郵送します。
- ▽申込書配布場所 健康課、五日市出張所(市ホームページからもダウンロード可)
- ▽申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

春の叙勲

瑞宝双光章(更生保護功労)
岸野穂さん

多年にわたり、保護司として、尽力され、活躍されています。

瑞宝双光章(教育功労)
篠田信司さん

多年にわたり、公立中学校長として、尽力されました。

あきる野市個人情報保護 審議会委員募集

この審議会は、あきる野市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正で円滑な運営を推進することを目的として、個人情報保護に関する重要事項を、市長の諮問を受けて審議するものです。

- ▽応募資格 市内在住の20歳以上の方(6月1日現在)
- ▽定員 2人
- ▽任期 8月1日〜令和5年7月31日まで
- ▽報酬 9500円(審議会開催ごと)
- ▽応募方法 6月21日(月) (消印)

市職員募集(保健師)



採用予定日 10月1日(金)

▽対象 昭和56年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する方

- ▽募集人数 若干名
- ▽試験日 6月27日(日) (第1次試験) : 論文、適性検査
- 7月中旬予定(第2次試験) : 面接
- 8月上旬予定(第3次試験) : 面接

▽提出書類 受験申込書、保健師免許証の写しなど

▽応募方法 6月14日(月) (必着)までの間に、簡易書留など追跡記録ができる方法で郵送してください。後日、受験票を郵送します。

▽その他 採用案内、受験申込書などは職員課、五日市出張所で配布しています。詳しくは、採用案内をご覧ください。

市議会6月定例会議

問合せ 議会事務局

表 6月定例会議予定

月日	会議名	内容
6月18日(金)	本会議(初日)	議案審議など
6月22日(火)	総務委員会 環境建設委員会 福祉文教委員会	付託案件審査など
6月23日(水)	本会議(2日目)	一般質問
6月24日(木)	本会議(3日目)	
6月25日(金)	本会議(4日目)	一般質問(予備日)
6月29日(火)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

- *午前9時30分から開会します。
- *環境建設委員会は総務委員会終了後、福祉文教委員会は環境建設委員会終了後、開会します。
- *会議の日程などは、変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。
- *請願・陳情の提出期限は、6月14日(月)です。

児童手当・児童育成手当の 現況届の受付は 6月30日まで



対象の方に現況届を送付しますので提出してください(期限を過ぎると6月分以降の手当の受給ができなくなります)。提出は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、同封の返信用封筒で、郵送するかマイナポータルオンライン申請(児童手当のみ)で提出してください。

▽提出期限 6月30日(水)まで

▽対象 児童手当受給者、児童育成手当受給者

▽必要書類 現況届、その他の必要書類(該当する方)
※その他必要書類(該当する方)がある方は、郵送で申請してください。

▽提出方法
●郵送の方: 返信用封筒に必要書類を入れ送付してください。
※受付日は、現況届が市役所に届いた日となります。

●オンライン申請の方(児童手当のみ): 政府が運営する「マイナポータル」内の「びつたりサービス」を使用してオンライン申請で提出できます。
※窓口でも受付しますが、郵送提出にご協力ください。

▽問合せ 子ども政策課子ども政策係

オンライン申請



耐震改修などをした 住宅の固定資産税を 減額します



令和4年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

●併用住宅では、住宅部分の面積が2分の1以上

●耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用がかかった住宅

※減額対象床面積: 1戸当たり120平方メートル以下

※耐震改修特例の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

令和4年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

●窓の断熱改修工事(必須)

●床、天井、壁の断熱改修工事

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※耐震改修特例を受けている期間は、適用を受けることができません(バリアフリー改修特例の適用は同時に受けることができます)。

※省エネ改修特例の適用は1回限り

バリアフリー改修をした住宅

令和4年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

●バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用がかかった住宅

●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

●併用住宅では、住宅部分の面積が2分の1以上

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅

*65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)

※要介護認定か要支援認定を受けている方

*障がいのある方

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※耐震改修特例を受けている場合は、適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます)。

※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。

※申請に必要な書類などは、市ホームページをご覧ください。

※課税課家屋資産税係

問合せ